

宇宙航空研究開発機構における研究の公正な推進のための研究者行動規範

平成19年 9月10日 制定
平成27年 7月 8日 改正
令和7年12月11日 改正
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 理事長 山川 宏

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

その成果は、人類共通の知的資産を築くものであり、人類の幸福、社会・経済の発展を支えている。

このような研究活動は、尊重されるべきことは言うまでもないが、研究活動に対する研究者の誠実さが前提となっており、特に、データや研究成果の捏造、改ざん、盗用の不正行為は、研究活動の本質に反するものであり、絶対に許されるものではない。

このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、査読者へのなりすましや査読偽装などの査読における不適切な行為等についても、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられるため、これを防がなければならない。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、このような研究活動に関する基本的認識の下に、「宇宙航空研究開発機構における研究の公正な推進のための研究者行動規範」を定める。

1. 宇宙航空研究開発機構において研究に従事するすべての者（以下「研究者」という。）は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用の不正行為を行わないことはもとより、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - i. 捏造、改ざん、盗用に加担してはならないこと。
 - ii. 第三者に対して捏造、改ざん、盗用をさせてはならないこと。
 - iii. 捏造、改ざん、盗用が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう努めること。
2. 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用以外の不正行為を行ってはならない。たとえば、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサー

シップ、査読者へのなりすましや査読偽装などの査読における不適切な行為等について、これを行ってはならない。

3. 研究者は、法令および法人の規則のみならず、研究者コミュニティの規則その他の研究に関連する規則等を遵守し、適正に研究活動を行わなければならぬ。
4. 研究者は、研究活動の透明性を確保するため、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に研究結果を提示し、その精査を受けなければならない。
5. 研究者は、研究倫理に関する研修を自ら受講し、研究活動の本質を理解して、研究活動と社会との関係を適正に保つ行動を取らなければならない。さらに、後進の研究者や学生に対しても、研究倫理に関する教育・研修と啓発を継続的に行い、研究活動の本質の理解を醸成し、行動を促さなければならない。
6. 研究者は、発表した研究成果の正当性を証明するため、研究ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存しなければならない。
7. 研究者は、研究費が国民から負託されたものであるとの認識を強く自覚し、法令および法人の規則等を遵守し、適正に使用しなければならない。

以 上